

情報提供すべき事項

労働者派遣法第 23 条第 5 項に基づき、弊社における労働者派遣事業に係る情報提供すべき事項についてお知らせいたします。

(対象年度：2021 年 7 月 1 日～2022 年 6 月 30 日)

事業所（本社）：〒444-1154 愛知県安城市桜井町城阿原 2 8 番地

①	派遣労働者の数／1日平均	0名
②	派遣先の数	0事業所
③	マージン率	28%（予）
④	教育訓練に関する事項	別記
⑤	労働者派遣に関する料金の平均額（日・8時間あたり）	25,000円（予）
⑥	派遣労働者の賃金の平均額（日・8時間あたり）	18,000円（予）

その他参考となると認められる事項

マージン率には、社会保険料（労災保険、雇用保険、厚生年金保険、健康保険等）の会社負担分、福利厚生費、年次有給休暇時の賃金、その他会社諸経費等が含まれております

別記・教育訓練に関する事項

新規採用者訓練	派遣法概要、派遣社員の心得 ビジネスマナー、報・連・相等	無料
CAD 設計・技能訓練（初級）	2次元 CAD 作図演習（編集、枠、グリッド、レイヤー、線・円等コマンド、保存、呼び出し）	無料
CAD 設計・技能訓練（中級・上級）	作図演習（移動、回転、トリミング、取り込みデータなど）及び検定資料演習、一部 OA 演習	無料
マネジメント研修	コミュニケーション全般 リーダーシップとは	無料
施工監理検定の為の法令研修	安全衛生法、安全衛生規則、建設業法等	無料

※ 労働安全衛生法第 59 条の規定に基づく安全衛生教育

就業規則等の安衛事項の修得、業務関連の有害業務の留意点、危険予知訓練、保護具に関する特徴の確認、整理・整頓・清掃訓練 を入社時遅くも別時間にて計 9 時間 を実施します。